

あなたです! 火事を出すのも防ぐのも

市内では、一月から十二月十日までに建物火災十四件、林野火災七件、その他一件が発生しています。毎年、年末年始は火を多く使ううえ、気ぜわしいので火災が多く発生しています。最近の建物火災で、全国的に多いのが居間からの出火です。それは、最近居間で使われる火気や燃えやすいものが多くなっているためで、悲惨な火災にあわないために特に次のことに注意しましょう。

- ◎火気のまわりは整理整頓
- ◎「大丈夫だろう」という安易な心が火災や事故につながる
- ◎ストーブ等の給油は消火を確かめてから行い、真上に洗濯物は干さない。
- ◎石油風呂釜は時々点検し掃除
- ◎タバコの吸いがらに十分注意
- ◎天ぷら鍋の使用中はその場を離れない。
- ◎雪おろし等でガスボンベや配管等が損傷しないように。
- ◎避難口は、二方向を確保する。

昭和56年出初式					
昭和56年出初式をつぎのとおり行います。 当日は早朝から警鐘を点打します。					
地区名	期日	会場	中条平場	中条山地	六箇
十日町・川治・吉田	一月四日(日) 午前十時	十日町市民体育館	一月十六日(金) 午前十時	一月十一日(日) 午前十時	一月四日(日) 午後二時
水沢	一月十七日(土) 午前十時	水沢地区公民館	下条地区公民館	六箇小学校	

工業統計調査にご協力を

昭和五十五年工業統計調査が今年も十二月三十一日現在で全国一斉に実施されます。工業統計調査は製造業の国勢調査ともいわれ、国全体の製造業の姿や製造業活動の状況を明らかにすることを目的としています。

市内でも絹織物関係業種(出機を含む)をはじめ機械、食料品関係等製造業に属するすべての業務が対象となっています。調査結果は国、県のみならず地域内でも各方面で活用されています。年末年始の忙しい時期ですが、調査員が伺いましたらよろしくお願いいたします。

なお、従業員三十人以上の事業所については「商鉱工業エネルギー消費構造統計調査」が同時に実施されますのであわせてご協力ください。

提出いただいた調査票は「統計」を作る目的以外には絶対に使用されませんのでご安心ください。

● 年末年始の市役所業務

市役所では、十二月二十九日(月)～一月三日(土)まで平常業務を休ませていただきます。

ただし、市民生活課、税務課会計課の窓口では、二十九日、三十日と、三十一日の午前中業務を行っています。出張所の業務は休みです。

新年は一月五日(月)が仕事始めになります。

● 年末年始のごみ収集

衛生施設組合では、十二月三十一日(日)～一月四日(木)まで、ごみ収集を休ませていただきます。

なお、焼却場へのごみの持ち込みは十二月二十九日、三十日は一日中、三十一日は午前中まで受け付けます。

埋立て地は三十日までです。お問い合わせは、衛生センター(番七―一七五一番)へ。

農業経営主の皆さんへ……

のうねん

農業者年金に加入しましょう

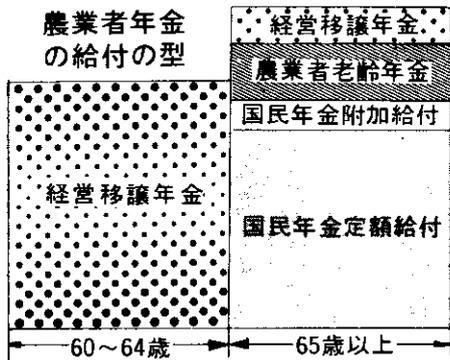
改正された農業者年金制度

農業者年金とは……



農業者の皆さんの老後の生活の安定と、経営の若返り、経営規模の拡大などを目的として昭和四十六年にスタートしたもので国民年金に加入している農家の皆さんにも「サラリーマン並みの年金を」という要望によりつくられました。この制度に加入し保険料を納め六十歳で経営移譲すれば、六十歳から六十五歳まで「経営移譲年金」が支給されるという特色があります。(なお、六十五歳以降は、国民年金がありますから経営移譲年金額は十分の二になります。また移譲するしないにかかわ

らず、六十五歳以降は「農業者老齢年金」が、国民年金に上りせして支給されることになっていきます。(次の図を参考)



当然加入しなければならぬ人

① 国民年金に加入している人で……

② 六十歳に達する前月までの期間が二十年以上あり……

③ 昭和四十六年一月一日現在で五十五歳をこえていない人で……

④ 自分名義の経営面積が五十アール以上ある農業経営主です。

ただし、②の「二十年」という期間は、大正五年一月二日から、昭和十年一月一日までに生まれ

た人には、その年齢によって下の表のように「五年」から「九年」に短縮されています。

任意加入ができる人

当然加入の要件①③を満たしている人で……

★当然加入者の後継者(三年以上農業に従事していること、一人に限る)

★自分名義の経営面積が三十

大正 5年 1月 2日	～	大正 10年 1月 1日	生まれの者	5年
" 10・1・2	～	" 11・1・1	"	6
" 11・1・2	～	" 12・1・1	"	7
" 12・1・2	～	" 13・1・1	"	8
" 13・1・2	～	" 14・1・1	"	9
" 14・1・2	～	" 15・1・1	"	10
" 15・1・2	～	昭和 2・1・1	"	11
昭和 2・1・2	～	" 3・1・1	"	12
" 3・1・2	～	" 4・1・1	"	13
" 4・1・2	～	" 5・1・1	"	14
" 5・1・2	～	" 6・1・1	"	15
" 6・1・2	～	" 7・1・1	"	16
" 7・1・2	～	" 8・1・1	"	17
" 8・1・2	～	" 9・1・1	"	18
" 9・1・2	～	" 10・1・1	"	19

五十アールで年間労働時間が七百時間以上の農業経営主。以上の皆さんは任意加入ができます。

この年金制度は、農業経営主の皆さんやその後継者の皆さんのための制度といえますが、経営主(名義人)であっても、厚年金、共済年金などに加入している人は入れませんのでご注意ください。

保険料の額と納付期限

来年一月から 保険料が改定

加入者は、保険料を納めなければなりません。その保険料が来年一月から改定になります。今年まで一と月あたりの保険料——三千九百七十円が、四千六百六十円に改定になりますので、おまちがえにならないようにお願いします。

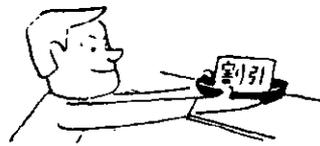
納付期限

保険料を納める期限は次の表のようになっています。つまり、三カ月ずつを定められた期限までに農協の窓口で納

納める月分	納期限
1月～3月分	4月末日
4月～6月分	7月末日
7月～9月分	10月末日
10月～12月分	翌年1月末日

めるか、農協にある本人の貯金口座から引き落とししてもらうことになるわけです。

保険料の 前納割引 制度も あります



保険料について、毎年十二月末日までに、翌年分(一月から十二月までの分)を、まとめて前納できる制度があります。

この場合は、保険料の年額から一定の額を割り引いた金額を納入すれば良いわけです。

こうした前納制度を利用して加入している人は、千八十人の加入しているなかで五百八十二人の加入者が、この制度を利用して

農業者年金には「経営移譲年金」と「農業者老齢年金」の二種類があります。

このうち経営移譲年金は①保険料を納めた期間が二十年以上であること

②六十五歳になるまでの間に「経営移譲」したこと。

の二つの要件を満たしたときもらえることになり

ます。例えば六十歳を超えて移譲すると、その翌月分からもえま

すから年金に結びつく期間分の保険料を納めて、六十歳に達したら、早く移譲をするというこ

とが、この制度の利点を生かすカギになります。

～のうねん～ 経営移譲 年金とは

農地の処分は

められている十坪の「自留地」の規模縮小を含むをいいます。基準日から一年間で行う農地等の処分は、農地法の手続きによる、後継者(息子など)が、第三者(他の農家など)への権利の移転、設定でなければなりません。なお、基準日以前から

経営移譲とは

①農地等の権利を処分しおわる日(経営移譲終了日)のちよ

だれに譲るか

次のいずれか一方に限ります。①後継者移譲のときの相手方、経営主の直系卑属(子、孫、養子)のうち経営移譲が終る日までに引き続き三年以上の農業従事

者で一人に限られます。②第三者移譲のときの相手方、複数でもよいことになって

ます。そして(イ)農業年金の加入者(ロ)六十歳未満の経営主で農業者年金の加入資格の面積規模をも

っている人

いつからももらえるか

○六十歳になるまでに移譲した人——六十歳の誕生日の前日の属する月の翌月分から○六十歳と六十五歳の間に移譲した人——経営移譲終了日の属する月の翌月分から

(昭和55.7月から適用のもの)

保険料納付済の期間(納付総額)	60～64歳 移譲額 (年額)		65歳以降 (年額)	
	60～64歳 移譲額 (年額)	65歳以降 移譲額 (年額)	60～64歳 移譲額 (年額)	65歳以降 移譲額 (年額)
10年の場合 (226,560円)	526,200	52,600	98,700	98,700
15年の場合 (476,160円)	657,800	65,800	148,000	148,000
20年の場合 (725,760円)	789,400	78,900	197,300	197,300
25年の場合 (975,360円)	986,700	98,700	246,700	246,700

※65歳以降はこのほかに国民年金額が加算されることとなります。

農業者老齢年金

来年一月から 裁定請求へ

昭和五十六年一月から老齢年金の給付が始まりますので、経営移譲年金をもらっているかた、又、後継者等がいなくてもらっていないかたも、満六十五歳になりましたら、農協(本所)に申し出てください。

改正された 離農給付金制度

— 受給資格者の範囲拡大 —

離農給付金は、農業者年金に加入できなかった人等が離農した場合に一時金を支給するもので、その業務は本年五月十五日まででしたが、さらに十年間延長して、今後は農業者年金に加入

どんな人が うけられるか

■農地等の出し手■

まず、経営移譲するときに「農業者年金に加入していない農業者(経営主)」で
①以前に農業者年金に加入していたが、最後の脱退が基金の申出または承認による任意脱退(廃疾を除く)でなければ、加

入できない安定兼業農家等の農地等を専門的な農家に集めることを目的とした制度に生まれかわり、支給範囲が拡大されるとともに、その支給額も六十二万円となりましたが、それらの内容を紹介します。

どんな相手に 譲ればよいのか

■農地等の受け方

離農給付金をうけるには、「受け手にも必要な条件があつて、つぎのような人や団体に譲るの」でなければ、いくら出し手の条件が整っていても支給はされません。入期間が三年以上の人や脱退一時金をうけた人にも支給されるようになります。

いつどんな方法で 譲れば良いのか

■権利の譲渡■

離農するには、自己名義の農地等の権利を処分し終る日(経営移譲終了日)の一年前の日、「基準日」といいます。に、自己
⑦二十歳以上であること
⑧引き続き五年以上、農業を行つたこと
⑨経営移譲年金の受給資格をもっていないこと
⑩以前に離農給付金の支給をうけたことがないこと
⑪世帯員のうちに離農給付金の支給をうけた人がいないこと
⑫開拓者離農補助金をうけたことがないこと

せん。つまり次のような良きパートナーが必要ということ。①農業者年金の被保険者——ただし、出し手の直系卑属は除きます。②地方公共団体、農協、農業生産法人、農地保有合理化法人基金など。

作地が三十坪以上ある人が、基準日後一年間に買い入れたり、借り受けた農地等を含めて、適格な「受け手」にその権利をすべて処分して経営移譲することが必要。ただし希望により自留地として十坪までは手元に残しておくことができます。処分の方法は、農地法の手続

きにより、自作地の場合は所有権の移転、または十年以上の使用収益権の設定をすること。小作地の場合は、使用収益権の移転または返還をしたものになります。

相談や手続きなど
詳しいことを知り
たいかたは...

市役所

市民生活課

年金係へ

☎七—三一—一番
内線二一九

国保医療費を通知

九月
診療者に

医療、薬学の進歩や疾病構造の変化などによって、国保会計は年々大型になっています。

五十年度に十億七千万余りだったのが五十四年度には、十七億八千万余りと六十六割、七億円も増大しています。

国民健康保険では、国保財政の実態を知っていただき、家庭や職場で健康管理の重要性を一層自覚していただくために、今年九月に入院、通院、歯科、薬局の診療を受けた人に、医療費がどのくらいかかったかお知らせすることになりました。

このほど、十日町市国民健康保険では、地元医師会、歯科医師会の協力を得て、今年の九月の一カ月間にお医者さんにかかった家庭に医療費がどのくらいかかったかお知らせすることになりました。これは、国保加入の皆さんから医療費の実際を知っていただき、国民健康保険財政のしくみについて理解を得て、一層の健康増進に努力をしていただくためです。

医療費は五年間で 六十六%も増大

わが国の平均寿命は年々伸びて、今では世界のトップクラス

しており、まもなく二十億円の
大台に達しようとしています。

医療費の増大は 保険料の引き上げに

皆さんがお医者さんにかかる
と、その医療費の七割と自己負担分の三割が三万九千円を超えた高額療養費を国民健康保険が負担しています。その財源は、国や県の補助金で五十七%、残りの四十三%が皆さんから納めていただく国民健康保険料などによってまかなわれています。医療費が増えると、皆さんから納めていただく国保保険料も引き上げなければならなりません。

ちよつとした心構えが 医療費の節約に

医療費が増える原因には、医療、薬学の進歩、疾病構造の変化などもあります。医療費のムダ使いと思われるものも多く見受けられます。ちよつとした心構えや考え方が、医療費の節約にもつながります。たとえば、夜間、休日や

決められた診療時間外に診療を受ける
と増料金が加算になります。お医者さんも大変迷惑なことです。

自分の健康は 自分で守ろう

私達は誰もが丈夫で長生きを望んでいます。それには、日頃の健康管理が大切です。

「食べる、からだを動かす、休養する」この三つは健康をつくる基本です。食事はかたよりなく、良くかんで食べ、腹八分に三度の食事はきちんととり、塩辛いものや糖分はひかえ目にし、植物性の油を豊富にとり、新鮮な野菜、果物、海藻類をとるように心がけましょう。

また、最近では自動車の普及などでとかく運動不足になりがちです。そのために、頭、首、肩から背筋、腹筋、腰、手足を前後左右に曲げたり、屈伸運動などを毎日二〜三分でも続け、全体の筋肉を鍛えるように心がけたいものです。また、睡眠を十分にとり、疲労回復に努めることが大切です。これらの積み重ねがあつてこそ健康の保持増

進ができるのです。

自分の健康は自分で守ることが大切です。私達の健康についても一度家族ぐるみで考えてみましょう。

出稼ぎ先で 健康保険に 加入されたかた 国保の資格喪失届を

出稼ぎに行つて、出稼ぎ先の事業所で健康保険に加入した場合に、十日町市の市民生活課に、国民健康保険資格喪失届をしていただくことになっていますが、もし病気で受診中の場合には、医療機関の窓口にも、新しい健康保険の被保険者証を出してください。もし、病院に保険の変つたことを知らせないで診療を受けていると、今までどおり国保に医療費の請求がきてしまいますので未届のかたは至急届け出てください。

また、出稼ぎ先から帰った時には、すぐに国民健康保険に加入の手続きをしていただきたいのですが、その場合にも受診中のかたは、病院の窓口で国保の被保険者証を提出してください。

児童扶養・特別児童扶養手当

受給者の皆さんへ

児童扶養、特別児童扶養手当の受給者の皆さんが、預入期間一年の定期預金、定期貯金、定期郵便貯金をする場合、預金利率の特別措置によって、利率は、引き下げ前の年利、七・七五%に据置きになっています。預入期間は、昭和五十五年十二月一日から五十六年十一月三十日までです。預入れの際は、窓口で手当証書を提示して下さい。

児童扶養手当とは

この手当は、老齢福祉年金や障害福祉年金などの公的年金を受給できない母（母がいなくは養育者）が次のような児童を監護している場合に支給されます。

支給要件

父母が離婚した児童、父が死亡または行方不明の児童、父が法律に定められた程度の障害がある児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童。

支給制限

児童の父か母の死亡によって

支給される公的年金がある場合や、母の配偶者に養育されているときなど支給制限されます。

所得制限

手当の受給者が受給者の扶養義務者の年間所得が一定額以上の場合には支給されません。

手当月額

児童一人の場合、二万九千三百円、二人目、五千円追加、三人目以降、二千円追加。

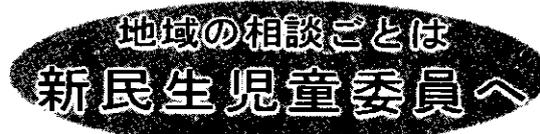
日赤社費増額のお知らせ

日赤社費については、市民の皆さんのご協力によって毎年多大な成果をあげてきました。

よせられた社費は、救急車や救急用備品、災害見舞金品、献血事業などの地域福祉に役立ててきました。

一戸当りの社費は、四十五年以來三百円で進めてきましたが、来年度からは一戸当り五百円に増額していただくようお願いいたします。

— 日赤十日町市地区 —



氏名	住所	電話番号
村山一子	永保口野子名谷	5-2605
藤田栄ね	5-2419	5-2419
小田林昌	5-2281	5-2281
水村政	6-2027	6-2027
	6-2342	6-2342
齊木辰三	7-6766	7-6766
林崎重昭	7-8184	7-8184
川崎重利	7-6618	7-6618
柳野隆平	7-6620	7-6620
保野好治	7-6903	7-6903
尾身一郎	7-6987	7-6987
桑原一	7-0626	7-0626
	7-6828	7-6828
玉村作雄	7-5443	7-5443
竹内義シ	7-4792	7-4792
長津村芳次	7-4862	7-4862
高橋清ト	7-6427	7-6427
滝口三知	7-6558	7-6558
高橋はる	2-3903	2-3903
田部正	7-8116	7-8116
服部川部	7-8749	7-8749
香木浩	2-2596	2-2596
	7-0879	7-0879
	7-9541	7-9541
南福徳	7-1085	7-1085
徳桑	2-2574	2-2574
	7-5958	7-5958
	2-2236	2-2236
高山野口	8-2833	8-2833
上村一	8-2172	8-2172
武田順	8-2040	8-2040
金村ツ	8-2127	8-2127
宮沢山	8-2515	8-2515
保坂千	8-2768	8-2768
飯坂幹	8-2392	8-2392
熊村三	8-3565	8-3565
井口行	8-2852	8-2852
	8-3655	8-3655
	8-3458	8-3458
	8-3513	8-3513

氏名	住所	電話番号
本田雅子	十日町地区 19名	2-2358
佐伯幸久	本町 1 上	2-2966
島田久拓	本町 5	2-2115
井部ナミ	本町 6 2	7-2752
後藤由紀	本袋町 東	2-2865
根津佐太	高田町 2	2-2424
根津梅	高田町 3 西	7-3226
平野喜	加賀町 東	2-2207
庭野セツ	西賀屋町	7-2645
田中野	西賀屋町 東	2-2235
西中庭	八幡町 東	7-8347
高庭好	田中町 西	2-2855
	田中町 本	7-8139
	田中町 通	7-8339
	江代町 3	2-2691
	江代町 道	2-3408
	新本町 池	7-3655
	新本町 1	7-1304
	新本町 2	7-4657
太田栄	中条地区 11名	7-0044
池田ハ	四日町新田第3	7-2507
高橋マ	四日町第1	2-3281
中林秀	中条上	2-3028
和田正	中条中	7-0211
池田正	中条中	7-6694
大野津	中条中	7-7277
大當重	轟魚山	2-3394
	轟魚山 新	7-7357
	轟魚山 三	7-7527
	轟魚山 東	7-7489
生村越	下条地区 7名	5-2506
	上条新田第2	5-2263
	上条新田第2	5-2263

第32回雪まつり 白い愛の祭典

～ふるさとからのメッセージ～

雪の芸術作品

申込みを受付中です

第32回十日町雪まつりは、来年2月14日(土)・15日(日)の2日間、開催されますが、雪まつり委員会(会長諸里正典)では、前回の雪の芸術作品づくりに参加された54の団体を上回る数にと、今から意気込んでいます。

雪の芸術作品の参加申込みは現在受付中ですので、市役所経済部商工課雪まつり事務局(☎7-3111番内線266)へお問い合わせください。



ジュニア冬期 テニス教室 開催中!

屋外スポーツシーズンも終わり、冬は屋内スポーツが盛んに行われています。市庭球協会では、次の要綱により、テニス教室の参加者を募集しています。

■参加資格

中学生・小学校高学年

■会場

十日町市民体育館(学校町二)

■期間

昭和五十五年十二月から、昭和五十六年四月末まで

■時間

○男子……毎週月曜日午後五時半から七時半まで
○女子……毎週木曜日午後五時

半から七時半まで

■会費

一人一千元(傷害保険加入、ボール代として)

■講師

横山保(十実教諭)ほか庭球協会員

■後援

十日町市教育委員会

■申込先

十日町実業高校内、高橋洋一さんかまたは、会場に直接どうぞ。(会費を持参のうえ)

★基礎体力にプラスして、基本技術を冬期間に修得できたら、雪消えと共に白球を追ってコートを走りまわられるはずですよ。

砂防事業100年記念写真を募集

明治十四年に砂防事業が始まり、百年が経過しました。新潟県ではこれを記念していろいろ催しを行っています。

その一環として砂防関係の写真を募集し、展示会を開催いたしますので、次の要項により多数ご応募くださるようお願いいたします。

※自衛官募集※

防衛庁では「陸・海・空」の自衛官を募集しています。

申込みや問い合わせは、自衛隊長岡出張所(☎〇二五八―三三―〇二五六番)または、市役所市民生活課市民係(☎七―三一一番内線二二〇)へ。

博物館資料

ありがとうございました

(9月～12月分その1)

庭野正好 (江道)	橋本市太郎 (新水)	岡村イチ (北新田)
小野塚半蔵 (松之山町)	滝沢一郎 (四日町三)	岡村博 (北新田)
藤田市郎 (安養寺)	村山三郎 (大石)	上村勝一 (北新田)
辻尾栄市 (箕面市)	石坂正隆 (昭和町三)	上村政隆 (北新田)
野上種 (高島)	福崎健一郎 (田老)	徳岡泰龍 (高島)
霧垣弘文 (麻畑)	徳山弘 (二ツ屋)	山本貴一 (中条中町)
庭野正夫 (田川町一)	花ヶ前盛明 (上越市)	松岡喜久 (関口樋口町)
波形昭一 (東京東池袋)	阿部甲蔵 (田中町本通り)	樋口彰 (山本一)
月岡久平 (南新田町)	阿部進 (若宮町)	二瓶虎太郎 (昭和町三)
大久保健 (新座)	北越銀行十日町支店	上村政善 (川西町)
會根武 (池谷)	阿部隆治 (千代田町)	関武司 (新潟市)
水落亮一 (中条菅沼)	上村理吉 (北新田)	三輪清雄 (高田町一)

貸出文庫を開設

自動車文庫 こだま号

自動車文庫「こだま号」の巡回は、十一月末をもって終了しましたが、今年も次のところに貸出文庫を設置しました。

寒い冬のコタツの中で本を読むことも楽しいものです。どうぞご利用ください。

〔配本所〕——太字が冬季貸出文庫。それ以外は通年のもの。

下条地区

(上新田) 上新田分館(瀬野) 生活改善センター、(水口) 水口公民館 (願入) 願入冬季分

毎日奨学生を募集

毎日新聞社では高校卒業生(見込者)を対象に新聞配達をしながら、自力で進学できる奨学生制度を設けています。

現在、五十六年度生を募集しています。詳しい案内書を希望のかたは左記に、氏名、住所、電話番号を書き添えて申込みを。

〒一六〇 新宿区大久保三十四-四 毎日新聞社早稲田別館内毎日育英会K係(☎〇三二〇九一一七七一番)へ。

校、(下条本町) 下条保育所、
六箇地区 (六箇山谷) 柳義夫宅、(船坂) 船坂冬季分校、(塩ノ又) 塩ノ又分校、(二ツ屋) 俵山弘宅

飛渡地区

(東枯木又) 山田房吉宅、(三ツ山) 稲原分館、(西枯木又) 春川善七宅、(池谷) 大島誠次宅、(宇田ヶ沢) 水落留吉宅

水沢地区

(大黒沢) 宮沢正憲宅、(伊達) 伊達公会堂、(馬場) 馬場小学校、(新宮) 村山千玄宅、(姿) 姿公民館、(大黒沢) 森の保育園、(土市) 水沢保育所、(珠川) 珠田分校、

(野中) 野中小学校
十日町地区 (高田町三南) 十日町保健所、(西本町) 西保育所 (学校町二) 十日町保育所

川治地区

(関根) 湯川輪店、(城之古) 城之古公民館、(川治上町) 川治保育所(錦町二) 高山保育所

美佐島地区

(赤倉) 赤倉分校 (江道) 開発センター、(津池) 津池冬季分校

中条地区

(市之沢) 佐藤友三郎宅、(北原) 北原保育所 (尾崎) むつみ合所

吉田地区

(名ヶ山) 小海勝誠宅、(高島) 涌井哲司宅、(吉田山谷) 藤巻功宅、(稲葉) 丸山孝一宅、(南鏡坂) 鏡島保育所

おのまわ*おのいだけ

◆12月15日までの受付分(希望者は市役所経済部商工課内消費者協会へ)

品名	規格	希望価格	品名	規格	希望価格
テレビ野球ゲーム	中古	一万円位	ヤマハGT50cc	旧型	相談で
こたつやぐら(3込)	"	相談で	婦人用自転車	中古	"
大人サイズリッパ車(5段変速)	53年型	一万円	子供用鉄棒	"	"
女子用自転車(小学生用)	中古	無料	すべり台(3m位)	"	三千円
クリンヒーター(15V4輪用)	"	十一万円	フォークギター	"	五千円
ママコート	3回使用	五千円	小学生女子用	"	一万円位



『十日町の
人に
なりました』
〔8〕

■中条塚田 大熊真子さん
大熊鳥取市から

★砂丘で有名な鳥取から、はるばる市内塚田の大熊修さん(会社員)のところに嫁いで来た、真理子さん(二十六歳)です。
★お二人は、京都で大学時代にアルバイト先が同じだったことそして、趣味——ジャズ——が共通していたことから知り合いました。
★鳥取市は、冬はあまり雪も降らないところ。降っても五十センチくらいで、それでも学校が休校になるとか。
「朝、目をさまして外を見たら、雪が一面近くつもっていました。その時は、本当におどろきました。」



★この十日町というところについては、「一年中を通して、私は春と秋が好きです。……それはあまり関係ないことかも知れませんが、ここは、「工事」が多いところですね。どこもかしこも道路工事の標識があつて、どうにかならないんですかね。それから、塚田にも早く消費パイプをしてもらいたいです。」
★大熊さんの家は、牛乳屋さん。「牛乳がすぐそこにあると思うとあまり飲めないんですよ。」と月末の赤ちゃん誕生を前に、机にむかって伝票の整理をしているのが、印象的でした。

身障者会館 管理人募集

十日町市身体障害者団体連絡協議会では、身体障害者福祉会館の管理人を募集しています。希望者は、左記の要綱によって申し込んでください。
会館所在地 市内山本一丁目

条件 住込みとし、賃金は支給しないが、管理人が使用する家賃、電気料、水道料、灯油代、ガス代は不用です。
管理人室 六畳、四・五畳の二部屋(夫婦等も可)
職務 会館の一般的管理
応募期限 一月十日までに直接、または電話で応募
応募先 四日町新田第三、庭野金作(番七―四三八一番)へ。
決定 後日の面接結果によって。

1月分乳幼児検診・育児相談日程表

事業名	期日	受付時間	会場名	対象者	募集区域	備考
3歳児検診	1月21日(水)	午後1時15分～2時	勤労青少年ホーム	52年7月生れの人	城	
1歳6カ月児検診	1月23日(金)	午後1時15分～2時	勤労青少年ホーム	54年7月生れの人	全	
育児相談	1月28日(水)	午後1時～1時30分	十日町公民館	55年9月生れの人	全	
育児相談	1月9日(金)	午後1時30分～3時30分	十日町公民館	55年1月生れの人、55年3月生れの人、55年6月生れの人(該当外でも相談のあり)	十日町・川治町・六井・大井・新座地区	
育児相談	1月12日(月)	午後1時30分～3時30分	水沢公民館	生後12カ月までの人	水沢地区	
育児相談	1月13日(火)	午後1時30分～3時30分	中条公民館	生後12カ月までの人	中条地区	
育児相談	1月20日(火)	午後1時30分～3時30分	吉田就業改善センター	生後12カ月までの人	吉田地区	
育児相談	1月27日(水)	午後1時30分～3時30分	下条公民館	生後12カ月までの人	下条地区	

1歳6カ月検診通知書を送ります。(アンケート用紙)個人通知がなくても該当月のかたはおいでください。

(変更)

1月の休日救急医	診療所	電話番号
1日	山口医院(下条中央通り)	☎5の20003番
2日	大島医院(川原町)	☎2の29577番
3日	千手診療所(川西町中央町)	☎0257618の2034番
4日	水沢診療所(上市第三)	☎8の20039番
11日	上村病院(中里村田中)	☎02576312111番
11日	至誠堂医院(西浦東)	☎2の3276番
15日	池田医院(本町西一丁目)	☎2の2581番
18日	山口医院(袋町中)	☎2の2174番
25日	津南病院(津南町大野町)	☎0257615の3161番
25日	富田医院(神明町)	☎2の3269番



郵便局では、元日に皆さんの自宅に年賀状を配達しますが、束が大きくなるとポストの中に入らない場合もありますので、午前八時頃までに玄関の戸がかけられるようにしておいてください。

むし歯のないよい子 (10.11月分)

住所	氏名	保護者
珠川4	富井 義光	栄夫正男
馬場4	富井 幸昌	義義和春
城之古3	保坂 千恵	実晃
千歳町3	関遠田 悠裕	夫春市二雄
川治内後	池田 越野	常正和孝利
川治下町2	生庭 海畑	彰
本町6-1	村小津 貴慎	安光重
田中町西	村小津 貴裕	正
稲荷町1	村小津 貴裕	正
下条栄町3	林 貴裕	正
高田町5	林 貴裕	正
川治内後	林 貴裕	正
北新田3	林 貴裕	正
旭ヶ丘島	林 貴裕	正
中条島	林 貴裕	正
上川町	林 貴裕	正

むし歯をつくらない 好ましいおやつを

大事な子供の歯を守るため、むし歯を作らないおやつについてもう一度考えてみましょう。子供のおやつは三回の食事と同じように大切なものです。

飲類
牛乳、天然ジュース、麦茶、番茶、水

パン類
ホットドッグ、フランスパン、ピロシキ、バターロール など

その他
おにぎり、のりまき、うどん、そば、チャーハン

せんべい類
果物類、チーズ、ゆで卵、コロッケ、シューマイ、ギョーザ

大事なお子さんの歯を守るため、むし歯を作らないおやつについてもう一度考えてみましょう。子供のおやつは三回の食事と同じように大切なものです。

あられ、かきもち
豆類
塩ゆでグリーンピース、ピーナツ、枝豆、とうもろこし
魚貝類
めざし、あみ、するめ、さきいか、貝柱、煮干、コンブ
ゆでじゃがいも、やきいも、パン類